

水第 5 号議案

令和 5 年度横浜市水道事業会計補正予算（第 1 号）の概要について

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）は、令和 3 年度に、契約を締結し事業を進めていますが、契約締結後の物価上昇に伴う契約金額の増額に対応するため、債務負担行為限度額を追加で設定します。

1 債務負担行為限度額の追加設定

事項	期間	限度額
西谷浄水場排水処理施設更新工事及び運営委託 (令和 5 年度)	令和 6 年度から 令和 28 年度まで	3,500,000 千円

2 限度額の考え方

- ・西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）は、整備工事と運転維持管理委託に区分して契約
- ・整備工事については、昨今の急激な物価上昇の影響により、約 13 億円を増額する契約変更を 6 年 3 月に予定
- ・運転維持管理委託については、契約期間である 29 年 3 月までの物価上昇を見込み、約 22 億円を増額することを想定

【参考】契約概要

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）		
事業者	月島機械グループ（代表企業：月島 JFE アクアソリューション株式会社 横浜支店）	
当初契約金額	17,330,500,000 円（債務負担行為の限度額：18,700,000,000 円）	
	【整備工事】 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設） に係る整備工事	【運転維持管理委託】 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設） に係る運転・維持管理委託
	月島・日水コン・日立・馬淵・大日本・ 昱建設共同企業体	横浜西谷ウォーターサービス
	10,528,763,300 円	6,801,736,700 円
契約期間	令和 3 年 6 月 30 日から 令和 11 年 3 月 30 日まで (工事工程は令和 9 年度まで)	令和 3 年 7 月 27 日から 令和 29 年 3 月 31 日まで